

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ 米国 AIM 法において特定の HFC 使用を制限する最終規則

2) 内容

- ・ 2023 年 10 月 24 日、EPA は 2020 年米国革新生産法 (AIM: American Innovation and Manufacturing Act of 2020) の特定の条項を実施するため、HFC の使用制限に関する最終規則が公布された。
- ・ 施行日: 2023 年 12 月 6 日。

最終規則の概要

冷凍・空調・ヒートポンプ、発泡剤、エアロゾルの各分野において GWP が高い HFC の使用を規制する。

- 約 40 のサブセクターごとに 2025 年 1 月 1 日から 2028 年 1 月 1 日までの間で、遵守時期を定め、特定の製品の製造、輸入、設置を禁止する (40 CFR Part 84 §84.54、免除については§84.56)。
- 上記の製造および輸入の禁止時期から 3 年後に、関連する規制に適合しない製品の販売、流通、および輸出を禁止する。
- 既存システムの修理または補修に必要な部品に関しては規制されない。
- HFC を使用するか、または使用する予定の輸入または国内製造の製品および特定の構成部品に対する、ラベリングは§84.58 に、報告と記録管理は§84.60 に、技術移行申請は§84.62 に追加されている。なお、§84.64 には AIM 法に記載されている規制物質の地球温暖化係数が追加される。

主な製品における HFC の使用制限例 (§84.54)

(a) 製造および輸入の禁止

チラー (スタンドアロン型)	700 以上	2025 年 1 月 1 日
産業プロセス用チラー (流体出口温度-30℃超)	700 以上	2026 年 1 月 1 日
産業プロセス用チラー (流体出口温度-50℃以上-30℃以下)	700 以上	2028 年 1 月 1 日

3) SEAJ コメント

- ・ 2020 年米国革新生産法 (AIM) の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ 官報:

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/10/24/2023-22529/phasedown-of-hydrofluorocarbons-restrictions-on-the-use-of-certain-hydrofluorocarbons-under-the>

6) その他

- ・ なし